

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表
 ○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（子ども・子育て支援法の一部改正） 第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。 目次中〔中略〕に、「第七十一条」を「第七十一条の六」に改める。</p>	<p>（子ども・子育て支援法の一部改正） 第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。 目次中〔中略〕に、「第六章 費用等（第六十五条―第七十一条）」 「第六章 費用等」 第一節 費用の支弁等（第六十五条―第六十八条の二） 第二節 拠出金の徴収等（第六十九条―第七十一条） 第三節 子ども・子育て支援納付金の徴収等 第一款 通則（第七十一条の二） 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務 第三款 子ども・子育て支援納付金の額等（第七十一条） 第四款 子ども・子育て支援納付金の徴収の方法（第七） 第五款 社会保険診療報酬支払基金による徴収事務の実 第六款 子ども・子育て支援特例公債の発行等（第七十） 第七款 雑則（第七十一条の二十九・第七十一条の三十）</p>

〔第七十一条の三〕

に、〔第七十八

の四―第七十一条の七〕

十一条の八―第七十一条の十三〕

施等（第七十一条の十四―第七十一条の二十五）

一条の二十六―第七十一条の二十八）

―

条〕を「第七十七条の二」に改める。

〔中略〕

第六章中第六十五条の前に次の節名を付する。

第一節 費用の支弁等

〔中略〕

第六十八条の見出し中「市町村」を「国から市町村」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前条第二項」を「第六十七条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第一号に掲げる費用の全額に相当する額を負担するものとし、市町村に対し、当該額を交付する。

国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第一号に掲げる費用に充たせるため、第七十一条の三第一項の規定により国が徴収する子ども・子育て支援納付金を原資として、当該費用の全額に

第六十八条に次の一項を加える。

- 4 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第五号の二に掲げる費用の額の四分の三に相当する額を負担するものとし、市町村に対し、当該費用に充当させるため、当該額を交付する。

〔中略〕

〔削る〕

〔中略〕

第六章中第七十一条の次に次の五条を加える。

〔特定上場投資信託受益権管理特別会計から子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定への繰入れ〕

第七十一条の二 政府は、次に掲げる費用（以下「繰入対象費用」という。）を、毎会計年度、予算で定めるところにより、特定上場投資信託受益権管理特別会計から子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に繰り入れるものとする。

- 一 第六十八条第一項及び第四項の規定による交付金の交付に

相当する額を交付する。

第六十八条に次の一項を加える。

- 4 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第五号の二に掲げる費用に充当させるため、当該費用の額の四分の三に相当する額を交付する。この場合において、国が交付する交付金のうち、当該費用の額の四分の一に相当する額は国が負担し、当該費用の額の二分の一に相当する額は第七十一条の三第一項の規定により国が徴収する子ども・子育て支援納付金を原資とする。

〔中略〕

第六十九条の前に次の節名を付する。

第二節 拠出金の徴収等

〔中略〕

第六章中第七十一条の次に次の一節を加える。

第三節 子ども・子育て支援納付金の徴収等

第一款 通則

第七十一条の二 〔略〕

第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

第七十一条の三 〔略〕

第三款 子ども・子育て支援納付金の額等

要する費用

二 児童手当法第十九条第一項の規定による交付金の交付に要する費用（当該費用のうち拠出金を原資とする部分を除いた部分に限る。）

三 児童手当法第十九条第二項及び第三項の規定による交付金の交付に要する費用

四 雇用保険法第六十一条の六第三項に規定する出生後休業支援給付金及び同条第四項に規定する育児時短就業給付金の支給に要する費用

五 国民年金法第八十八条の三第三項の規定による保険料に相当する額の補填に要する費用

六 子ども・子育て支援特例公債等（第七十一条の四に規定する子ども・子育て支援特例公債等をいう。以下この号において同じ。）の償還金（同条に規定する借換国債を発行した場合にあつては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）、利子並びに子ども・子育て支援特例公債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるもの

（子ども・子育て支援特例公債の発行）

第七十一条の三 政府は、令和六年度及び令和七年度に限り、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項の規定にかかわらず、繰入対象費用の財源については、各年度の予算をも

第七十一条の四（第七十一条の七）〔略〕

第四款 子ども・子育て支援納付金の徴収の方法
第七十一条の八（第七十一条の十三）〔略〕

第五款 社会保険診療報酬支払基金による徴収事務の実施等

第七十一条の十四（第七十一条の二十五）〔略〕

第六款 子ども・子育て支援特例公債の発行等
第七十一条の二十六（第七十一条の二十八）〔略〕

第七款 雑則

第七十一条の二十九（第七十一条の三十）〔略〕

つて国会の議決を経た金額の範囲内で、子ども・子育て支援特別会計の負担において、公債を発行することができる。

2) 前項の規定による公債（以下「子ども・子育て支援特別公債」という。）の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される子ども・子育て支援特別公債に係る収入は、当該各年度所屬の歳入とする。

（子ども・子育て支援特別公債等の償還期限）

第七十一条の四 子ども・子育て支援特別公債等（子ども・子育て支援特別公債及び子ども・子育て支援特別公債に係る借換国債（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債される借換国債を含む。）をいう。第七十一条の六において同じ。）については、令和三十年度までの間に償還するものとする。

（特別会計に関する法律の適用）

第七十一条の五 子ども・子育て支援特別公債を発行する場合における子ども・子育て支援特別会計についての特別会計に関する法律第十六条の規定の適用については、同条中「融通証券」とあるのは、「公債及び融通証券」とする。

（繰入対象費用に係る歳入歳出の経理）

第七十一条の六 繰入対象費用並びに子ども・子育て支援特例公債等の発行及び償還に係る歳入歳出は、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定において経理するものとする。

〔中略〕

第七十三条第一項及び第二項中「子どものための教育・保育給付」を「妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付」に、「及び子育てのための施設等利用給付」を「子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改める。

〔削る〕

〔削る〕

〔中略〕

〔削る〕

〔中略〕

第七十三条第一項中「子どものための教育・保育給付」を「妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付」に、「及び子育てのための施設等利用給付」を「子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改め、「抛出金等」の下に「及び子ども・子育て支援納付金」を加え、同条第二項中「子どものための教育・保育給付」を「妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付」に、「及び子育てのための施設等利用給付」を「子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改め、同条第三項中「抛出金等」の下に「及び子ども・子育て支援納付金」を加える。

第七十五条に次の一項を加える。

2) 〔略〕

第九章中第七十八条の前に次の一条を加える。

第七十七条の二 〔略〕

〔中略〕

第八十条の次に次の一条を加える。

第八十条の二 〔略〕

〔中略〕

附則に次の三条を加える。

（繰入対象費用に関する経過措置）

第二十六条 令和六年十月一日から令和八年九月三十日までの間において第七十一条の二から第七十一条の六までの規定を適用する場合における繰入対象費用は、第七十一条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 令和六年十月一日から令和七年三月三十一日までの期間

第七十一条の二第二号、第三号及び第六号に掲げる費用

二 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間

第七十一条の二第一号（第六十八条第一項に係る部分に限る。）、第二号から第四号まで及び第六号に掲げる費用

三 令和八年四月一日から令和八年九月三十日までの期間 第七十一条の二第一号から第四号まで及び第六号に掲げる費用

第七十一条の二第一号から第四号まで及び第六号に掲げる費用

第七十一条の二第一号から第四号まで及び第六号に掲げる費用

〔削る〕

（令和六年度における繰入対象費用に係る歳入歳出の経理等に関する経過措置）

第二十七条 令和六年度における第七十一条の三、第七十一条の

五及び第七十一条の六の規定の適用については、第七十一条の

〔中略〕

附則に次の八条を加える。

（支援納付金対象費用に関する経過措置）

第二十六条 令和六年十月一日から令和八年九月三十日までの間において第六章第三節の規定を適用する場合における支援納付金対象費用は、第七十一条の三第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 令和六年十月一日から令和七年三月三十一日までの期間

第七十一条の三第一項第三号及び第六号に掲げる費用

二 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間

第七十一条の三第一項第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる費用

掲げる費用

三 令和八年四月一日から令和八年九月三十日までの期間 第七十一条の三第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる費用

第七十一条の三第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる費用

る費用

第二十七条 〔略〕

（令和六年度における支援納付金対象費用に係る歳入歳出の経理等に関する経過措置）

第二十八条 令和六年度における第七十一条の二十六、第七十一

条の二十八及び第七十一条の二十九の規定の適用については、

三第一項、第七十一条の五及び第七十一条の六中「子ども・子育て支援特別会計」とあるのは、「年金特別会計」とする。

第二十八条 〔略〕

〔削る〕

第二条及び第三条 削除

第四条 〔略〕

第五条 削除

第七十一条の二十六第一項、第七十一条の二十八及び第七十一条の二十九中「子ども・子育て支援特別会計」とあるのは、「年金特別会計」とする。

第二十九条 〔略〕

第三十条、第三十三条 〔略〕

（健康保険法の一部改正）

第二条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

（船員保険法の一部改正）

第三条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第四条 〔略〕

（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第六条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

〔削る〕

〔中略〕

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

〔削る〕

第四十条第十二項中「第六十八条の二」の下に「、第六十八条の三、第六十八条の五」を加える。

〔中略〕

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第六条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「流行初期医療確保拠出金等」の下に「、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による子ども・子育て支援納付金」を加える。

〔中略〕

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第三条第四項中「厚生年金保険法」を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条の三第一項の規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)、厚生年金保険法」に改める。

第四十条第二項中「介護納付金」の下に「、子ども・子育て支援納付金」を加え、同条第十二項中「第六十八条の二」の下に「、第六十八条の三、第六十八条の五」を加える。

〔中略〕

第九十九条第一項第一号中「同項第二号」を「同項第二号及び第三号」に改め、同条第三項中「次項第二号」を「次項第三号」に改め、同条第四項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の額

〔中略〕

第九十九条第一項中「並びに基礎年金拠出金」を「子ども子育て支援納付金並びに基礎年金拠出金」に、「第三号」を「第四号」に改め、同項第一号中「同項第二号」を「同項第二号及び第三号」に改め、同項第三号中「次項第三号」を「次項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 〔略〕

第九十九条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 〔略〕

第九十九条第三項中「次項第二号」を「次項第三号」に改め、同条第四項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の額

第百条第二項ただし書中「第九十九条第二項第三号」を「第九十九条第二項第四号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔中略〕

〔削る〕

〔中略〕

附則第十二条第七項中「第六十八条の三」を「第六十八条の五」に、「介護休業手当金」を「育児休業支援手当金、介護休業手当金、育児時短勤務手当金」に改める。

附則第二十条の二第四項及び第二十条の六第一項中「第六十八條の三」を「から第六十八條の五まで」に改める。

4) 〔略〕

第二百二条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」を「第九十九条第二項第四号及び第五号」に改める。

第二百二十四条の二第一項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「第九十九条第二項第三号及び第四号」を「第九十九条第二項第四号及び第五号」に、「第九十九条第二項第三号」を「第九十九条第二項第四号」に改める。

第二百二十四条の三中「及び第三号」を「及び第四号」に改める。
〔中略〕

第二百二十六条の五第二項中「短期給付」の下に「子ども・子育て支援納付金」を加える。

〔中略〕

附則第十二条第六項中「短期給付」の下に「及び子ども・子育て支援納付金」を加え、同条第七項中「第六十八条の三」を「第六十八条の五」に、「介護休業手当金」を「育児休業支援手当金、介護休業手当金、育児時短勤務手当金」に改める。

附則第二十条の二第四項中「第六十八條の三」を「から第六十八條の五まで」に改め、同項の表第九十九条第一項第一号及び第三号の項中「第三号」を「第四号」に改める。

附則第二十条の六第一項中「第六十八條の三」を「から第六十八條の五まで」に改める。

第八条 削除

(国民年金法の一部改正)

第九条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第八十八条の二中「日。」の下に「次条第一項、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八十八条の三 〔略〕

2 〔略〕

3 前二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に相当する額については、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による特定上場投資信託受益権管理特別会計から子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定への繰入金により補填するものとする。

〔中略〕

〔削る〕

(国民健康保険法の一部改正)

第八条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

(国民年金法の一部改正)

第九条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第八十八条の二中「日。」の下に「次条第一項、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八十八条の三 〔略〕

2 〔略〕

3 前二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に相当する額については、政令で定めるところにより、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定により政府が徴収する子ども・子育て支援納付金により補填するものとする。

〔中略〕

附則第九条の二の五の次に次の一条を加える。

〔保険料の免除に要する費用の財源の特例〕

第九条の二の六 〔略〕

第十条 〔略〕

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十一条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第四十三条第二項中「及び」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の三第一項の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）及び」に改め、同条第十二項中「第七十条の二」の下に「、第七十条の三、第七十条の五」を加える。

〔中略〕

百一十三条第一項中「介護納付金並びに」を「介護納付金、」に、「」の納付」を「並びに子ども・子育て支援納付金の納付」に、「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に、「第四項第一号」を「第四項第一号及び第一号の二」に、「及び次条第一項」を「並びに次条第一項」に、「第百十四条第五項」を「第百十四条

第十条 〔略〕

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十一条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第四十三条第十二項中「第七十条の二」の下に「、第七十条の三、第七十条の五」を加える。

〔中略〕

百一十三条第一項中「第四項第一号」を「第四項第一号及び第一号の二」に、「及び次条第一項」を「並びに次条第一項」に改め、同条第四項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の額

第六項」に改め、同項第一号中「次号」を「次号及び第二号の二」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第二号の二の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

第百十三条第一項第三号中「第九十九条第一項第三号」を「第九十九条第一項第四号」に改め、同条第二項第一号中「次号」を「次号及び第二号の二」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用 掛金
百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

第百十三条第四項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の額

第百十四条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4) 略

〔中略〕

〔削る〕

〔中略〕

〔削る〕

附則第十四条の三第一項第三号中「及び介護休業手当金」を「育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金」に改める。

〔中略〕

附則第十八条第六項中「第七十条の三」を「第七十条の五」に、「介護休業手当金」を「育児休業支援手当金、介護休業手当金、育児時短勤務手当金」に改める。

〔削る〕

（児童手当法の一部改正）

第十二条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次

第四百四十四条の二第二項中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

附則第十四条の三第一項第一号中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同項第三号中「及び介護休業手当金」を「育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金」に改め、同条第五項中「及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」を「から第二号の二まで及び第二項第一号から第二号の二まで」に改める。

〔中略〕

附則第十八条第五項中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第六項中「第七十条の三」を「第七十条の五」に、「介護休業手当金」を「育児休業支援手当金、介護休業手当金、育児時短勤務手当金」に改める。

附則第三十一条の二第三項中「第四百四十四条第五項」を「第四百四十四条第六項」に改める。

（児童手当法の一部改正）

第十二条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次

のように改正する。

〔中略〕

第十九条を次のように改める。

(国から市町村に対する交付)

第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者の三歳未満児童手当に係る部分に充たさせるため、当該費用の全額に相当する額を交付する。この場合において、政府が交付する交付金のうち、その五分の三に相当する額は国庫が負担し、その五分の二に相当する額は子ども・子育て支援法第六十九条第一項に規定する拠出金を原資とする。

2 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者等でない者の三歳未満児童手当に係る部分に充たさせるため、その十五分の十三に相当する額を交付する。
この場合において、当該額は、国庫が負担する。

3 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村

のように改正する。

〔中略〕

第十九条を次のように改める。

(国から市町村に対する交付)

第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者の三歳未満児童手当に係る部分に充たさせるため、当該費用の全額に相当する額を交付する。この場合において、政府が交付する交付金のうち、その五分の二に相当する額は子ども・子育て支援法第六十九条第一項に規定する拠出金を、その五分の三に相当する額は同法第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）を原資とする。

2 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者等でない者の三歳未満児童手当に係る部分に充たさせるため、その十五分の十三に相当する額を交付する。
この場合において、政府が交付する交付金のうち、当該費用の十五分の四に相当する額は国庫が負担し、当該費用の五分の三に相当する額は子ども・子育て支援納付金を原資とする。

3 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村

長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者及び被用者等でない者の三歳以上児童手当に係る部分に充当させるため、その九分の七に相当する額を交付する。この場合において、当該額は、国庫が負担する。

〔中略〕

附則第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

(雇用保険法の一部改正)
第十三条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第五章中第六十八条の次に次の一条を加える。

(出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要する費用等の財源)

第六十八条の二 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要

長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者及び被用者等でない者の三歳以上児童手当に係る部分に充当させるため、その九分の七に相当する額を交付する。この場合において、政府が交付する交付金のうち、当該費用の九分の四に相当する額は国庫が負担し、当該費用の三分の一に相当する額は子ども・子育て支援納付金を原資とする。

〔中略〕

附則第二条を次のように改める。

(令和六年度から令和十年度までにおける第十九条の規定の適用に関する特例)

第二条 〔略〕

附則第三条を削る。

(雇用保険法の一部改正)
第十三条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第五章中第六十八条の次に次の一条を加える。

(子ども・子育て支援納付金)

第六十八条の二 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要

する費用並びにこれらの給付に関する事務の執行に要する経費については、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の二の規定による特定上場投資信託受益権管理特別会計から子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定への繰入金をもつて充てる。

〔中略〕

附則に次の一条を加える。

（出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要する費用等の財源の特例）

第十六条 令和七年度における第六十八条の二の規定の適用については、同条中「繰入金」とあるのは、「繰入金及び同法第七十条の三第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

〔削る〕

する費用並びにこれらの給付に関する事務の執行に要する経費については、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の三第一項の規定により政府が徴収する子ども・子育て支援納付金をもつて充てる。

〔中略〕

附則に次の一条を加える。

（出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要する費用等の財源の特例）

第十六条 令和七年度における第六十八条の二の規定の適用については、同条中「第七十一条の三第一項の規定により政府が徴収する子ども・子育て支援納付金」とあるのは、「第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

2| 令和八年度から令和十年度までの間における第六十八条の二の規定の適用については、同条中「子ども・子育て支援納付金」とあるのは、「子ども・子育て支援納付金及び同法第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第十四条及び第十五条 削除

第十四条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第十五条 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十六条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十一条第五項第一号中へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 子ども・子育て支援法第七十一条の三第一項の規定により発行する公債（以下「子ども・子育て支援特例公債」という。）の発行収入金

〔中略〕

第百十八条の次に次の二条を加える。

（子ども・子育て支援特例公債の発行）

第百十八条の二 子ども・子育て支援法附則第二十七条の規定に

第十四条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第十五条 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十六条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十一条第五項第一号中へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 子ども・子育て支援法第七十一条の二十六第一項の規定により発行する公債（以下「子ども・子育て支援特例公債」という。）の発行収入金

〔中略〕

第百十八条の次に次の二条を加える。

（子ども・子育て支援特例公債の発行）

第百十八条の二 子ども・子育て支援法附則第二十八条の規定に

より読み替えて適用する同法第七十一条の三第一項の規定により年金特別会計の負担において行われる子ども・子育て支援特例公債の発行は、子ども・子育て支援勘定の負担において行うものとする。

〔中略〕

第十七条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

〔第六節 エネルギー対策特別会計（第八十五条―第九
目次中

第七節 労働保険特別会計（第九十六条―第一百七条）

〔第六節 特定上場投資信託受益権管理特別会計（

十五条）

を〕第七節 エネルギー対策特別会計（第八十五条―

〔

第八節 労働保険特別会計（第九十六条―第七

第八十四条の二―第八十四条の十）

第九十五条）

に、〔第八節〕を〔第九節〕

条）

〔

〕第十節 子ども・子育て支援特別会計（第二百二十三

に、〔中略〕 第十一節 食料安定供給特別会計（第二百二十四条―

より読み替えて適用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により年金特別会計の負担において行われる子ども・子育て支援特例公債の発行は、子ども・子育て支援勘定の負担において行うものとする。

〔中略〕

第十七条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

〔第九節 子ども・子育て支援特別会計（第百

目次中〔中略〕 第十節 食料安定供給特別会計（第二百二十四

第十一節から第十四節まで 削除

二十三条の二―第二百二十三条の十八）

条―第三百三十七条）

に改める。

〔

第十二節から第十四節まで 削除

条の二―第二百二十三条の十八)

第三百三十七条)

に改める。

「

第二条第一項第六号から第十四号までを次のように改める。

六 特定上場投資信託受益権管理特別会計

七 エネルギー対策特別会計

八 労働保険特別会計

九 年金特別会計

十 子ども・子育て支援特別会計

十一 食料安定供給特別会計

十二から十四まで 削除

第二章第十節から第十四節までを次のように改める。

第十二節から第十四節まで 削除

第三百三十八条から第九十二条まで 削除

第二章第九節を同章第十一節とする。

〔削る〕

第二条第一項第九号から第十四号までを次のように改める。

九 子ども・子育て支援特別会計

十 食料安定供給特別会計

十一から十四まで 削除

第九十六条中「雇用保険事業（）」の下に「育児休業等給付（同

法第六十一条の六第一項に規定する育児休業等給付をいう。第二百二十三条の二及び第二百二十三条の五第二項第二号トにおいて同

〔削る〕

じ。)に係る事業を除く。」を加える。

第九十九条第二項第一号中ホを削り、ヘをホとし、トをへとし、チを削り、リをトとし、又からヲまでをチから又までとし、同項第二号イ中「育児休業給付費」を削り、同号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとし、同号チ中「次項第二号ニ」を「次項第二号ホ」に改め、同号チを同号トとし、同号リを同号チとし、同条第三項第一号中ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定からの繰入金

第九十九条第三項第二号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定への繰入金

〔削る〕

第一百一条第二項中「及び育児休業給付」を削る。

〔削る〕

第一百一条第二項中「部分の額」の下に「(以下この項及び第一百一条の三において「一般保険料徴収額」という。)から当該一般保険料徴収額に徴収法第十二条第四項第二号に規定する育児休業給付費充当徴収保険率を同項に規定する雇用保険率で除して得た率(以下この項及び第一百一条の三において「育児休業給付率」という。)を乗じて得た額を控除した額」を、「特例納付保険料の額」

〔削る〕

の下に「から当該特例納付保険料額に育児休業給付率を乗じて得た額を控除した額」を、「定める額」の下に「から当該額に育児休業給付率を乗じて得た額を控除した額」を加える。

第百二条の二の次に次の一条を加える。

（徴収勘定から子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定への繰入れ）

第百二条の三 一般保険料徴収額に育児休業給付率を乗じて得た額、徴収法第二十六条第一項の規定に基づく特例納付保険料に育児休業給付率を乗じて得た額及び徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額に育児休業給付率を乗じて得た額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に繰り入れるものとする。

〔削る〕

第百三条第三項中「育児休業給付に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「育児休業給付費充当歳入額」という。）並びに」を削り、「歳入額（第百四条第三項）を「歳入額（次条第三項）」に改め、「育児休業給付に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「育児休業給付費充当歳出額」という。）並びに」を削り、「歳出額（第百四条第三項）」を「歳出額（同条第三項）」に改める。

〔削る〕

第百三条の二を削る。

〔削る〕

第百五条中「第六十六条から第六十七条の二まで」を「第六十

〔削る〕

〔中略〕

第百十一条第五項を削り、同条第六項第一号ホを次のように改める。

ホ 子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号の事業主からの拠出金

〔中略〕

〔削る〕

第二章中第八節を第九節とし、同節の次に次の一節を加える。

第十節 子ども・子育て支援特別会計

〔中略〕

（歳入及び歳出）

第百二十三条の五 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 特定上場投資信託受益権管理特別会計からの繰入金

六条（第一項第四号及び第五項（育児休業給付の事務の執行に要する経費に係る部分に限る。）を除く。）、第六十七条及び第六十七条の二に改める。

〔第七百七条第四項中「育児休業給付資金」を削る。〕

〔中略〕

第百十一条第五項を削り、同条第六項第一号ホを次のように改める。

ホ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第一項第一号の事業主からの拠出金

〔中略〕

第二章第十節から第十四節までを次のように改める。

第十一節から第十四節まで 削除

第百三十八条から第百九十二条まで 削除

第二章中第九節を第十節とし、第八節の次に次の一節を加える。

第九節 子ども・子育て支援特別会計

〔中略〕

（歳入及び歳出）

第百二十三条の五 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 子ども・子育て支援法第七十一条の三第一項に規定する

ロくチ 〔略〕

リ 子ども・子育て支援法第七十一条の三第一項の規定により発行する公債（以下「子ども・子育て支援特例公債」という。）の発行収入金

ヌ・ル 〔略〕

二 歳出

イくワ 〔略〕

2 〔略〕

〔中略〕

（子ども・子育て支援勘定から育児休業等給付勘定への繰入れ）

第二百二十三条の八 雇用保険法第六十八条の二の規定により特定

上場投資信託受益権管理特別会計から子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定への繰入金をもって充てるものとされている出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要する費用並びにこれらの給付の事務の執行に要する経費に相当する金額は、子ども・子育て支援勘定から育児休業等給付勘定に繰り入れるものとする。

〔中略〕

（積立金）

第二百二十三条の十 子ども・子育て支援勘定において、第一号に

子ども・子育て支援納付金

ロくチ 〔略〕

リ 子ども・子育て支援法第七十一条の二十六第一項の規定により発行する公債（以下「子ども・子育て支援特例公債」という。）の発行収入金

ヌ・ル 〔略〕

二 歳出

イくワ 〔略〕

2 〔略〕

〔中略〕

（子ども・子育て支援勘定から育児休業等給付勘定への繰入れ）

第二百二十三条の八 雇用保険法第六十八条の二の規定により子ども・子育て支援納付金をもって充てるものとされている出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要する費用並びにこれらの給付の事務の執行に要する経費に相当する金額は、子ども・子育て支援勘定から育児休業等給付勘定に繰り入れるものとする。

〔中略〕

（積立金）

第二百二十三条の十 子ども・子育て支援勘定において、第一号に

掲げる額から第二号に掲げる額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、児童手当交付金、子どものための教育・保育給付交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

一 毎会計年度の歳入額から、繰入対象費用（子ども・子育て支援法第七十一条の二に規定する繰入対象費用をいう。次号並びに次条第三項及び第五項において同じ。）に係る歳入額（同条第三項及び第四項において「繰入対象費用充当歳入額」という。）を控除した残りの額

二 当該年度の歳出額から、繰入対象費用に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「繰入対象費用充当歳出額」という。）を控除した残りの額

2・3 〔略〕

（子ども・子育て支援資金）

第二百二十三条の十一 〔略〕

2 〔略〕

3 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の繰入対象費用充当歳入額から当該年度の繰入対象費用充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、繰入対象費用に充てるために必要な金額を、子ども・子育て支援資金に組み入れる

掲げる額から第二号に掲げる額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、児童手当交付金、子どものための教育・保育給付交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

一 毎会計年度の歳入額から、支援納付金対象費用（子ども・子育て支援法第七十一条の三第一項に規定する支援納付金対象費用をいう。次号並びに次条第三項及び第五項において同じ。）に係る歳入額（同条第三項及び第四項において「支援納付金対象費用充当歳入額」という。）を控除した残りの額

二 当該年度の歳出額から、支援納付金対象費用に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「支援納付金対象費用充当歳出額」という。）を控除した残りの額

2・3 〔略〕

（子ども・子育て支援資金）

第二百二十三条の十一 〔略〕

2 〔略〕

3 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の支援納付金対象費用充当歳入額から当該年度の支援納付金対象費用充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、支援納付金対象費用に充てるために必要な金額を、子ども・子育て支

ものとする。

4 子ども・子育て支援勘定及び育児休業等給付勘定において、毎会計年度の繰入対象費用充当歳入額から当該年度の繰入対象費用充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、子ども・子育て支援資金から補足するものとする。

5 子ども・子育て支援資金は、繰入対象費用を支弁するために必要がある場合には、予算で定めるところにより、使用することができ。

6 〔略〕

〔中略〕

第九十六条中「雇用保険事業（）」の下に「育児休業等給付（同法第六十一条の六第一項に規定する育児休業等給付をいう。第二百二十三条の二及び第二百二十三条の五第二項第二号トにおいて同じ。）に係る事業を除く。」を加える。

第九十九条第二項第一号中ホを削り、ヘをホとし、トをへとし、チを削り、リをトとし、ヌからヲまでをチからヌまでとし、同項第二号イ中「、育児休業給付費」を削り、同号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとし、同号チ中「次項第二号ニ」を「次項第二号ホ」に改め、同号チを同号トとし、同号リを同号チとし、同条第三項第一号中ホをへとし、ニの次に次のように加え

援資金に組み入れるものとする。

4 子ども・子育て支援勘定及び育児休業等給付勘定において、毎会計年度の支援納付金対象費用充当歳入額から当該年度の支援納付金対象費用充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、子ども・子育て支援資金から補足するものとする。

5 子ども・子育て支援資金は、支援納付金対象費用を支弁するために必要がある場合には、予算で定めるところにより、使用することができ。

6 〔略〕

〔中略〕

〔新設〕

〔新設〕

る。

ホ 子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定からの繰入金

第九十九条第三項第二号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニと

し、ロの次に次のように加える。

ハ 子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定への繰入金

第一百一条第二項中「及び育児休業給付」を削る。

第一百二条第二項中「部分の額」の下に「(以下この項及び第一百二

条の三において「一般保険料徴収額」という。) から当該一般保険料徴収額に徴収法第十二条第四項第二号に規定する育児休業給付費充当徴収保険率を同項に規定する雇用保険率で除して得た率(以下この項及び第一百二条の三において「育児休業給付率」という。) を乗じて得た額を控除した額」を、「特例納付保険料の額」の下に「から当該特例納付保険料額に育児休業給付率を乗じて得た額を控除した額」を、「定める額」の下に「から当該額に育児休業給付率を乗じて得た額を控除した額」を加える。

第一百二条の二の次に次の一条を加える。

(徴収勘定から子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定への繰入れ)

第一百二条の三 一般保険料徴収額に育児休業給付率を乗じて得た

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

額、徴収法第二十六条第一項の規定に基づく特例納付保険料に
育児休業給付率を乗じて得た額及び徴収勘定の附属雑収入の額
のうち政令で定める額に育児休業給付率を乗じて得た額の合計
額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から子ども・子育
て支援特別会計の育児休業等給付勘定に繰り入れるものとす
る。

第三百三条第三項中「育児休業給付に係る歳入額（次条第三項及

び第四項において「育児休業給付費充当歳入額」という。）並びに」
を削り、「歳入額（第四百四条第三項）」を「歳入額（次条第三項）」に
改め、「育児休業給付に係る歳出額（次条第三項及び第四項におい
て「育児休業給付費充当歳出額」という。）並びに」を削り、「歳
出額（第四百四条第三項）」を「歳出額（同条第三項）」に改める。

第三百三条の二を削る。

第二百五条中「第六十六条から第六十七条の二まで」を「第六十
六条（第一項第四号及び第五項（育児休業給付の事務の執行に要
する経費に係る部分に限る。）を除く。）、第六十七条及び第六十七
条の二」に改める。

第一百七条第四項中「、育児休業給付資金」を削る。

第二章中第七節を第八節とし、第六節を第七節とし、第五節の
次に次の一節を加える。

第六節 特定上場投資信託受益権管理特別会計

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(目的)

第八十四条の二 特定上場投資信託受益権管理特別会計は、第八十四条の七第一項の規定により発行する国債を同条第二項の規定により日本銀行に交付することにより取得する特定上場投資信託受益権及び当該特定上場投資信託受益権の取得後において取得する特定上場投資信託受益権交換株式の管理及び処分に関する経理を明確にすることを目的とする。

2 | この節において「特定上場投資信託受益権」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三条第二号に規定する投資信託財産（次項において単に「投資信託財産」という。）の一口当たりの純資産額の変動率を上場会社（金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下この項において同じ。）に上場されている株式を発行している株式会社をいう。）の全般的な株価の水準を表す指標の変動率に一致させることを目的とする投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託の受益権であつて、金融商品取引所に上場されているものをいう。

3 | この節において「特定上場投資信託受益権交換株式」とは、特定上場投資信託受益権に係る投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項に規定する受益証券との交換を行うことによ

り取得する当該特定上場投資信託受益権に係る投資信託財産に
属する株券に係る株式をいう。

(管理)

第八十四条の三 特定上場投資信託受益権管理特別会計は、財務
大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第八十四条の四 特定上場投資信託受益権管理特別会計における
歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ この会計に所属する特定上場投資信託受益権及び特定上
場投資信託受益権交換株式の処分による収入

ロ この会計に所属する特定上場投資信託受益権に係る収益
の分配金

ハ この会計に所属する特定上場投資信託受益権交換株式に
係る配当金

ニ 積立金からの受入金

ホ 積立金から生ずる収入

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定
への繰入金

ロ 第八十四条の十第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金

ハ 事務取扱費

ニ この会計に所属する特定上場投資信託受益権及び特定上場投資信託受益権交換株式の管理及び処分に関する諸費

ホ 附属諸費

〔特定上場投資信託受益権管理特別会計から子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定への繰入れ〕

第八十四条の五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の二に規定する繰入対象費用に相当する金額は、特定上場投資信託受益権管理特別会計から子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に繰り入れるものとする。

（積立金）

第八十四条の六 特定上場投資信託受益権管理特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定への繰入金及び第八十四条の十第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 特定上場投資信託受益権管理特別会計において、毎会計年度

の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

- 3| 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定への繰入金及び第八十四条の十第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、特定上場投資信託受益権管理特別会計の歳入に繰り入れることができる。

(国債の交付)

- 第八十四条の七 政府は、日本銀行が保有する特定上場投資信託受益権を取得する場合の対価として交付するため、国債を発行することができる。

- 2| 政府は、前項の規定により、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、国債を発行し、これを日本銀行に交付するものとする。

- 3| 第一項の規定により発行する国債を前項の規定により日本銀行に交付する場合には、財政法第五条の規定は、適用しない。

- 4| 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

- 5| 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権

の設定その他の処分をすることができない。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

第八十四条の八 日本銀行は、同行の業務を行うため必要があると認めるときは、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき日本銀行から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3 前項の規定による償還は、特定上場投資信託受益権管理特別会計の負担において行うものとする。

4 前三項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

第八十四条の九 日本銀行は、第八十四条の七第二項の規定により交付された国債のうち償還されていない国債がある場合において、同行の業務及び財産の状況に照らし、同行の業務を行うために新たに前条第一項の規定により国債の償還の請求を行う必要が生ずることがないと認めるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2| 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3| 前二項に定めるもののほか、第八十四条の七第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(特定上場投資信託受益権管理特別会計から国債整理基金特別会計等への繰入れ)

第八十四条の十 第八十四条の七第二項の規定により交付された国債の償還金並びに当該国債の交付及び償還に関する諸費の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、特定上場投資信託受益権管理特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2| 前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、特定上場投資信託受益権管理特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

[中略]

第十八条〜第二十一条 [略]

附 則

(施行期日)

[中略]

第十八条〜第二十一条 [略]

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 〔略〕

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イ 第一条中子ども・子育て支援法〔中略〕、同法附則第十四条の二の改正規定並びに同法附則に三条を加える改正規定（同法附則第二十八条に係る部分に限る。）並びに次条から附則第五条までの規定

ロ 〔略〕

ハ 第六条の規定

ニ 第七条及び附則第九条の規定

ホ 第十一条及び附則第十二条の規定

へくち 〔略〕

リ 附則第二十四条、第二十五条、第二十八条から第三十条まで及び第四十四条の規定

ヌ 〔略〕

〔削る〕

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 〔略〕

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イ 第一条中子ども・子育て支援法〔中略〕、同法附則第十四条の二の改正規定並びに同法附則に八条を加える改正規定（同法附則第二十九条及び第三十条に係る部分に限る。）並びに次条から附則第五条までの規定

ロ 〔略〕

ハ 第六条中私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定

ニ 第七条の規定（次号へに掲げる改正規定を除く。）及び附則第九条の規定

ホ 第十一条の規定（次号トに掲げる改正規定を除く。）及び附則第十二条の規定

へくち 〔略〕

リ 附則第二十四条、第二十五条、第二十八条、第三十条及び第四十四条の規定

ヌ 〔略〕

ル 附則第二十九条中国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十四条第一項の改正規定

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

ル
〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

キ 附則第三十一条中法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十四条第一項の改正規定

ク 附則第三十三条中判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第八条第一項の改正規定

カ 附則第三十四条中福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の六第一項の改正規定

コ
〔略〕

ク 附則第三十七条中令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十条第一項の改正規定

ケ 附則第三十八条中平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第七条第一項の改正規定

ク 附則第三十九条中令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十八条第一項の改正規定

ツ 附則第四十条中令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第十八条第一項の改正規定

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

イ 第一条中子ども・子育て支援法〔中略〕、同条第三項の改正規定並びに同法附則第二条の二及び第三条の改正規定並びに附則第六条の規定

〔削る〕

ロ 〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

イ 第一条中子ども・子育て支援法〔中略〕、同条第三項の改正規定、同法附則第二条の二及び第三条の改正規定並びに同法附則に八条を加える改正規定（同法附則第三十一条から第三十三条までに係る部分に限る。）並びに附則第六条の規定

ロ 第二条、第三条、第八条、第十四条及び第十五条の規定

ハ 〔略〕

ニ 第五条及び附則第八条の規定

ホ 第六条中私立学校教職員共済法第二十二条第二項の改正規定

ヘ 第七条中国国家公務員共済組合法第三条第四項の改正規定、同法第四十条第二項の改正規定、同法第九十九条第一項の改正規定（同項第一号の改正規定を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第百条の改正規定、同法第百二条第四項の改正規定、同法第百二十四条の二第一項の改正規定、同法第百二十四条の三の改正規定、同法第百二十六条の五第二項の改正規定、同法附則第十二条第六項の改正規定及び同法附則第二十条の二第四項の表第九十九条第一項第一号及び第三号の項の改正規定

ト 第十一条中地方公務員等共済組合法第四十三条第二項の改正規定、同法第百十三条第一項の改正規定（第四項第一号）

ハ、ホ
〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

イ、エ
〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

チ、ジ
〔略〕

ル 附則第二十九条中国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十四条第四項の改正規定

ヲ 附則第三十一条中法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第四項の改正規定

ワ 附則第三十三条中判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第八条第四項の改正規定

カ 附則第三十四条中福島復興再生特別措置法第四十八条の六第四項の改正規定及び同法第八十九条の六第四項の改正規定

キ、ク 附則第三十七条中令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十条第四項の改正規定

ソ 附則第三十八条中平成三十一年ラグビーワールドカップ大

〔削る〕

〔削る〕

六 〔略〕

第二条～第七条 〔略〕

第八条 削除

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下

この条において「新国共済法」という。）第六十八条の三の規定は、

第四号施行日以後に新国共済法第六十八条の二第一項に規定する

会特別措置法第七条第四項の改正規定

ツ 附則第三十九条中令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第二十八条第四項の改正規定

ネ 附則第四十条中令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十八条第四項の改正規定

六 〔略〕

第二条～第七条 〔略〕

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第五条の規定による改正後の地方税法第七百三条の四及び第七百三条の五の規定は、令和八年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和七年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第七条の規定（附則第一条第五号へに掲げる改正規定を除く。）による改正後の国家公務員共済組合法（以下この条において

「新国共済法」という。）第六十八条の三の規定は、第四号施行日

育児休業等を開始する者について適用する。

2
〔略〕

第十条・第十一条 〔略〕

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 第十一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下この条において「新地共済法」という。）第七十条の三の規定は、第四号施行日以後に新地共済法第七十条の二第一項に規定する育児休業等を開始する者について適用する。

2
〔略〕

第十三条～第十七条 〔略〕

（令和六年度の子ども・子育て支援特例公債に係る経過措置）

第十八条 第一条の規定（附則第一条第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる改正規定を除く。）による改正後の子ども・子育て支援法（以下この条において「施行日新支援法」という。）附則第二十七條の規定により読み替えて適用する施行日新支援法第七十一

以後に新国共済法第六十八条の二第一項に規定する育児休業等を開始する者について適用する。

2
〔略〕

第十条・第十一条 〔略〕

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 第十一条の規定（附則第一条第五号トに掲げる改正規定を除く。）による改正後の地方公務員等共済組合法（以下この条において「新地共済法」という。）第七十条の三の規定は、第四号施行日以後に新地共済法第七十条の二第一項に規定する育児休業等を開始する者について適用する。

2
〔略〕

第十三条～第十七条 〔略〕

（令和六年度の子ども・子育て支援特例公債に係る経過措置）

第十八条 第一条の規定（附則第一条第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる改正規定を除く。）による改正後の子ども・子育て支援法（以下この条及び附則第四十七條において「施行日新支援法」という。）附則第二十八條の規定により読み替えて適用する施行日

条の三の規定により令和七年六月三十日までの間に行われる公債の発行は、旧子ども・子育て支援勘定の負担において行うものとし、当該公債に関する権利義務は、同年七月一日において、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属する。

第十九条～第二十五条 〔略〕

第二十六条 削除

第二十七条・第二十八条 〔略〕

〔国と民間企業との間の人事交流に関する法律等の一部改正〕
第二十九条 次に掲げる法律の規定中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」に改める。

- 一 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十四条第一項
- 二 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務

新支援法第七十一条の二十六の規定により令和七年六月三十日までの間に行われる公債の発行は、旧子ども・子育て支援勘定の負担において行うものとし、当該公債に関する権利義務は、同年七月一日において、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属する。

第十九条～第二十五条 〔略〕

〔印紙税法の一部改正〕

第二十六条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第二十七条・第二十八条 〔略〕

〔国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正〕
第二十九条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を次のように改正する。

〔中略〕

員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十四条第一項

三 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第八条第一項

四 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の六第一項

五 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十条第一項

六 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第七条第一項

七 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十八条第一項

八 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第十八条第一項

第三十条 〔略〕

第三十条 〔略〕

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員

第三十一条 削除

第三十二条 〔略〕

第三十三条及び第三十四条 削除

第三十五条・第三十六条 〔略〕

の派遣に関する法律の一部改正)

第三十一条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第三十二条 〔略〕

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)

第三十三条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部を次のように改正する。

〔中略〕

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第三十四条 福島復興再生特別措置法の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第三十五条・第三十六条 〔略〕

(令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)

第三十七条 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を次のように改正する。

〔中略〕

〔平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正〕

第三十八条 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を次のように改正する。

〔中略〕

〔令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正〕

第三十九条 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

〔中略〕

〔令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正〕

第四十条 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十一条〜第四十五条 〔略〕

〔別に定める経過措置等〕

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別に法律で定める。

〔削る〕

（検討）

第四十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔削る〕

〔中略〕

第四十一条〜第四十五条 〔略〕

〔その他の経過措置の政令への委任〕

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第四十七条 〔略〕

（検討）

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四十九条 〔略〕